事務運絡

山梨県介護支援専門員協会峡東支部 支部長 茄子川 修 殿

> 笛吹市長 山下 政樹 (公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の 臨時的な取扱いについて(回答)

令和2年5月28日付で質問をいただきました件について、下記のとおり回答します。

記

- (問) 介護保険最新情報 Vol. 836 問 5 に示された通知について「請求にあたって必要な 書類の整備」について具体的な内容を示されたい。またその場合、請求はどの月ま で遡れるのか示されたい。
- (答) モニタリング等の必要なケアマネジメント業務(サービス利用の前提となるケアプラン作成のプロセス)を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求が可能です。

今回の質問に限らず、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いを行った場合は、支援経過等に適切に説明できるように個々のケアプラン等において記録を残しておいてください。

なお、請求については当初ケアプランで予定されていたサービス(前月に利用票、 提供票を作成し、利用を予定していたサービス)の利用が新型コロナウイルス感染 症の影響により、できなくなった場合のみ請求が可能です。

令和2年5月の居宅介護支援費から適用となり、遡りはありません。

笛吹市役所長寿介護課 給付適正担当 電話 055-261-1903